

社会福祉法人高森町社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人高森町社会福祉協議会（以下「当会」という）定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

2 会長に対する報酬は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。

3 その他の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 会長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当会は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(別 表)

	月額報酬	半日報酬	1日報酬
会 長	55,000 円	—	—
他役員等	—	3,900 円	6,700 円